

## 江東区区民葬儀助成金交付要綱

令和8年3月12日

7江区区第6187号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別区区民葬儀実施要領（昭和40年8月19日制定）2(1)に規定する区民葬儀（以下「区民葬儀」という。）を利用し、かつ、次条に規定する指定火葬場（以下「指定火葬場」という。）を利用した区民の経済的負担の軽減を図るため、江東区区民葬儀助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定火葬場)

第2条 指定火葬場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、令和8年4月1日以降に指定火葬場で、死亡日において江東区の住民基本台帳に登録されていた死亡者の火葬を執り行い、他の公的制度の適用を受ける料金を除く、最も低廉な火葬料金（以下「基準火葬料金」という。）を負担した者とし、当該死亡者の居住する区において当該助成金の申請を行うものとする。ただし、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していた場合であっても、当該基準火葬料金を負担した者が当該死亡者の火葬を執り行った日において、江東区の住民基本台帳に記録されている場合は、当該者を助成対象者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、特別区における平均的な火葬料金相当額と区民葬儀火葬料金相当額との差額から1,000円未満を切り捨てた額とし、1件につき死亡者が大人の場合は27,000円、満6歳以下の小人の場合は15,000円を限度とする。ただし、助成を行うことにより、区民葬儀における火葬料金を下回ることはないよう、基準火葬料金と区民葬儀火葬料金相当額との差額から1,000円未満を切り捨てた額が助成限度額に達しない場合は、その額を助成額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準火葬料金を負担した火葬を執り行った日の翌日から起算して2年以内に、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 江東区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）。ただし、記載内容が備わっている場合は、他の様式によることを妨げない。
- (2) 区民葬儀取扱指定店（特別区区民葬儀実施要領5(4)の規定により指定を受けた葬儀店をいう。）が発行した葬儀代金の領収書（区民葬儀を利用したことが分かるもの）。ただし、当該領収書に区民葬儀を利用したことが確認できる記載がない場合は、区民葬儀を利用した事実及びその種別が確認できる他の書類を併せて提出するものとする。
- (3) 指定火葬場が発行した火葬料の領収書（宛名が申請者となっているものに限る。）
- (4) 申請者の本人確認書類の写し
- (5) 申請者名義の振込金融機関名、口座番号等が分かるもの

2 申請者は、死亡者が江東区の住民基本台帳に記録されていたことを確認できる書類を提出するものとし、申請者が第3条ただし書の規定に該当する場合は、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していたこと及び火葬を執り行った者が江東区の住民基本台帳に記録されていることを確認できる書類を提出するものとする。ただし、書類の内容について、公簿等によりこれらを確認することができると区長が認めるときは、この限りでない。

（代理人による申請及び受領）

第6条 申請者の代理人として前条の規定により助成金の交付申請をする者は、同条第1項に掲げる書類に委任状（別記第2号様式。ただし、記載内容が備わっている場合は、他の様式によることを妨げない。）及び代理人の本人確認書類を添えて、区長に提出するものとする。

2 申請者の代理人として助成金を受領しようとする者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び委任状並びに代理人の本人確認書類及び代理人名義の金融機関、口座番号等が分かる書類を添えて、区長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、江東区区民葬儀助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者又は代理人が申請した場合は委任状に記載された委任者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、助成金を交付しないと決定したときは、江東区区民葬儀助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者又は代理人が申請した場合は委任状に記載された委任者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（助成金の返還等）

第9条 区長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合は、その旨及び理由を記載した江東区区民葬儀助成金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により申請者へ通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）に定めるところによる。

（報告及び調査）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けようとする者又は区民葬儀を取り扱った事業者及び指定火葬場に対し報告を求め、又は調査することができる。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、特別区の区民葬儀担当部長により協議の上、区民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
町屋斎場	荒川区町屋一丁目23番4号
落合斎場	新宿区上落合三丁目34番12号
代々幡斎場	渋谷区西原二丁目42番1号
四ツ木斎場	葛飾区白鳥二丁目9番1号
桐ヶ谷斎場	品川区西五反田五丁目32番20号
堀ノ内斎場	杉並区梅里一丁目2番27号